

令和3年9月30日

主文

後記「事実」欄第2の3記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

主文と同旨。

第2 事案の概要

本件記録によると、本件事案の概要は次のとおりである。

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、平成〇年度分の国民年金の保険料(以下「保険料」という。)について、免除・納付猶予(一部免除の場合、一部保険料の納付を含む)の申請(以下「免除等申請」という。)をし、一部免除が承認された(以下「本件承認」という。)。その結果、請求人は国民年金基金から同基金の加入員(以下「基金加入員」という。)の資格喪失届の提出を促す通知を受けた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、国民年金法附則第9条の4の7第1項に規定する特定事由により特定手続をすることができなくなったときに該当するとして、機構に対し、申出期間を平成〇年〇月から(以下「本件申出期間」という。)、申出する手続及び納付を「免除・納付猶予の申請」等と記載した国民年金特定事由等該当申出書(以下「本件申出書」という。)を提出した(以下、これによる申出を「本件申出」という。)
- 3 機構は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「関連資料及び周辺事情について、調査・収集を行ったうえ、総合的に審査した結果、事務処理誤りの事実が確認できないため。」という理由で、本件申出を不承認とする旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 4 請求人は、原処分を不服とし、標記の

社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨  
(略)

理由

第1 問題点

- 1 被保険者又は被保険者であった者は、特定事由(国民年金法その他の政令で定める法令の規定に基づいて行われるべき事務の処理が行われなかったこと又はその処理が著しく不当であることをいう。)により保険料の全額免除の申請等所定の手続(以下「特定手続」という。)をすることができなくなったとき又は特定事由により特定手続を遅滞したときは、厚生労働大臣にその旨の申出をすることができ、厚生労働大臣はその申出に理由があると認めるときは、その申出を承認し、厚生労働大臣は、厚生労働省令でその承認基準を定めるとしている(国民年金法附則第9条の4の7、国民年金法施行令第14条の16)。
- 2 特定事由に係る申出等に係る承認基準は、当該特定事由に係る申出等に係る事実が社会通念に照らし不合理でなく、疎明されたと認められることとされ、疎明されたことの認定については、機構は、①特定事由に係る申出等に係る事実について、特定事由に係る申出等を行った者から提出された資料、機構等が保有する資料又は国民年金原簿により確認できる場合、②特定事由に係る申出等に係る事実について、推測するに足りる関連資料が存在し、かつ、機構において当該関連資料に反する事実を明らかにすることができない場合のいずれかに該当する場合に、特定事由に係る申出等に理由があると認める判断に資する周辺事情を勘案して認定を行うと規定されている(国民年金法施行規則第73条)。
- 3 本件申出書には、申出する手続及び納付について「免除・納付猶予の申請」等と記載されているが、この記載が誤記であることは明らかであり、請求人が本件

申出により特定手続として求めるのは、本件承認にかかわらず、本件申出期間の保険料を納付することにあると解される（保険者も本件の公開審理期日において、国民年金法附則第9条の4の9第1項の申出と解している旨陳述している。）。

本件の問題点は、請求人主張の事情が、特定事由に該当すると認められるかどうかである。

## 第2 当審査会の判断

1 本件記録によると、次の事実が一応認められる。

(1) 請求人の妻A（以下「A」という。）は、保険料の未納があり、特別催告状を送付されたため、平成○年○月○日、年金事務所に電話相談をした。Aは、電話相談の担当者（以下「本件担当者」という。）にA自身の保険料は未納であるが、夫である請求人の分は納付している旨を述べた。本件担当者は、免除等申請をすれば、一部免除の要件に該当する可能性があり、夫婦で免除等申請をすることができる旨を案内した。Aは免除等申請の方法があることを知り、夫婦で免除等申請をすることとし、その旨を述べて電話相談は終了した。請求人は基金加入員であったが、本件担当者はAに対し、免除等申請が承認されると基金加入員の資格を喪失することについて説明せず、請求人が基金加入員であるかどうかを尋ねることもなかった。

(2) 上記電話相談について、本件担当者が作成した「電話相談処理票」の処理概要欄には「特催、／夫の分は納付してるとの話有り。（世帯主）／免申すれば部分免除の該当性が有る旨説明、／夫婦で免申するとのこと。」と記載されている。

(3) Aは、請求人の免除等申請が承認されると基金加入員の資格を喪失することを知らないまま、平成○年○月○日（受付）、自身の国民年金保険料免除・納付猶予申請書（以下「免除等申請書」という。）とともに、請求人名の免除等

申請書を作成、提出し、本件承認がされた。

(4) ○○年金事務所長作成の平成○年○月○日付け協議書には、次のとおりの記載がある。

「業務処理マニュアルでは、「付加年金もしくは国民年金基金に加入している場合、免除が承認されると自動的に脱退となる。付加年金または国民年金基金はさかのぼっての加入ができないことを説明する。」とあり、通常国民年金基金に加入している方に対して免除申請のご案内をする際に上記説明が漏れていた場合は説明漏れとして特定事由に該当するものと思慮する」、しかし、本件は国民年金基金に加入していない妻（A）の相談であるから、説明漏れにはならず、電話相談では基礎年金番号を聴取して相談を行うことになっており、配偶者（請求人）の基礎年金番号を聴取しない限りその記録を確認しなかったとしても説明誤り等にはならないと料する。

(5) Aが用いた免除等申請書の用紙は3枚組のもので、その1枚目表には免除申請についての説明等があり、そのうちには「免除（全額・一部）または猶予が承認されると、付加年金および国民年金基金はご利用できませんのでご注意ください。また、付加年金および国民年金基金は、過去にさかのぼっての加入ができません。」との記載があった。

2 国民年金法第127条第3項は、「加入員は次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（…第3号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。）に加入員の資格を喪失する。」と規定し、第3号において「…第90条の2第1項から第3項までの規定によりその一部に額につき保険料を納付することを要しないものとされたとき。」と規定する。本件承認は上記第3号に該当する事由である。

上記1(4)及び(5)の業務処理マニュアルの記載及び免除等申請書中の注意書きは、免除等申請が承認されると基金加入員の資格を失うという不利益が生ずることは、通常の申請者には予期しにくいことであり、基金加入員には免除等申請をするかどうかの判断において重要な事項であることから、免除等申請について案内する際は、その説明をして注意を喚起する趣旨と解される。

保険者は、A本人の保険料未納についての電話相談において、請求人の記録を確認しなかったことは事務処理の誤りとはいえないし、免除等申請の説明をするに当たり、直ちに基金加入員の資格喪失に関する説明をする義務があるとはいえない旨主張する。

しかしながら、上記1(4)及び(5)の各記載の趣旨に徴すれば、相談担当者において免除等申請をしようとする者が基金加入員であることを確認できたときに限り、上記の説明を行えば足りるものではないし、本件担当者は、Aに夫（請求人）が基金加入員であるかどうかを尋ねてもない。電話相談という場面であるにせよ、本件において、本件担当者は、免除等申請の知識に乏しいAに対し、夫婦共に免除等申請をすることができる旨を案内し、これによりAは夫婦で免除等申請をする意思を形成し、その旨を本件担当者に述べており、本件担当者は、Aが請求人と共に免除等申請を行う現実性を認識し得たといえる（「夫婦で免申するとのこと」のメモ書きもこれを示すものである。）。こうした事情の下では、本件担当者は、Aに対し、夫（請求人）が基金加入員であれば、脱退となる不利益があることを説明するのが行われるべき事務処理といえるところ、本件担当者はこれを行わなかったものである。

したがって、この不作為は、特定事由に該当し、当該事実関係は、本件の資料により疎明されている。

なお、保険者は、免除等申請書の用紙に上記1(5)の注意書きのあったことを指

摘するが、本件は、過失相殺や錯誤の問題ではないから、請求人側に落ち度があったとしても、事務処理の誤りが認められる以上、特定事由として認定することを妨げない。

3 以上の次第で、請求人の本件申出は承認すべきものである。

よって、原処分は相当でないから取り消すこととして、主文のとおり裁決する。